

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係

TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第22条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第32条第1項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第34条の規定により公表いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：合同会社創健生活
- (2) 代表者名：渡邊 仁司
- (3) 所在地：東京都港区北青山2丁目7番26号
- (4) 電話番号：03-4570-1375
- (5) 資本金：1万円
- (6) 設立：平成25年7月8日
- (7) 取引形態：電話勧誘販売
- (8) 取扱商品：健康食品（商品名「健康一番」）

2 取引の概要

当該社は、実際に商品の申込みを行っていない札幌市内の消費者に対し、「以前注文を受けた健康食品を送る」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると、「1か月前に注文を受けた」などと不実のことを告げて健康食品を購入するよう迫り、代金引換配達で購入させようとした。

3 条例違反行為

(1) 重要な情報の不告知（条例第22条第1項第1号イ）

当該社は「以前注文を受けた健康食品の用意が出来たので代引きで送る」と消費者宅に架電し、消費者から「注文した覚えが無い」と答えられているにも関わらず、消費者が当該社と契約し、今回の請求となった根拠となるものを消費者に明らかにせず、契約を締結しようとした行為。

(契約当事者：80歳代女性)

(2) 重要な情報の不実告知（条例第22条第1項第1号エ）

当該社は、昨年7月に「注文を受けた健康食品を送る」などと消費者宅に架電し、消費者が「注文した覚えが無い」などと答えると、当該社は「5月に注文を受けており、注文書もある」「1か月前に注文を受けた」などと消費者に回答した。

しかし、当該社に関する登記事項全部証明書では、会社設立が平成25年7月8日になっており、いずれの事例の場合も、当該社が説明した注文日に会社は存在せず、契約は当該社に帰属していない。

それにも関わらず、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす重要な事項について不実のことを告げ、契約を締結しようとした行為。

(契約当事者：いずれも 80 歳代女性)

4 当該事業者に関する相談の状況（平成 26 年 1 月 17 日現在）

- (1) 当該事業者に関する相談：平成25年7月4件、8月2件の計6件
- (2) 契約者当事者の年代：80歳代 6件
- (3) 契約者当事者の性別：女性 6件

5 札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば、まずは消費者センターへ相談すること。

6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。